

子ども・子育て支援金の決め方

$$\text{支援金(年額)} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

21,000円が上限

均等割額 1,400円 (被保険者1人当たり)

所得割額 (総所得金額等 - 43万円(基礎控除)) × 所得割率 0.25%

所得が低い人への均等割額軽減

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等注1の合計額	均等割額の軽減割合
基礎控除額(43万円) + (10万円 × (給与・年金所得者数注2 - 1))を越えない世帯	7割軽減
基礎控除額(43万円) + (31万円 × 世帯の被保険者数) + (10万円 × (給与・年金所得者数 - 1))を越えない世帯	5割軽減
基礎控除額(43万円) + (57万円 × 世帯の被保険者数) + (10万円 × (給与・年金所得者数 - 1))を越えない世帯	2割軽減

健康保険課 保険年金係 ☎ 286 - 3113 県後期高齢者医療広域連合 ☎ 368 - 6511

子ども・子育て支援金制度開始

令和8年度から、子ども・子育て支援金制度が始まります。

この制度は、全ての世代や企業から支援金を拠出し、子育て施策の拡充に充て、子どもや子育て世帯を社会全体で支えるものです。

支援金は、医療保険に加入する全ての人に、保険料と併せて納付していただくことになります。納付が始まる時期は、加入する医療保険の保険者にお尋ねください。

子ども・子育て支援金についてもっと知りたいときは、こども家庭庁のホームページをご覧ください。



国民健康保険税に関すること

税務課 住民税係 ☎ 286 - 3388

後期高齢者医療保険料に関すること

健康保険課 保険年金係 ☎ 286 - 3113

子ども・子育て支援金制度に関すること

コールセンター ☎ 0120 - 303 - 272

支援金の使い道

支援金は、子どもや子育て世代を社会全体で支えるため、6つの子育て施策の拡充に充てられます。

児童手当の拡充

妊婦のための支援給付

育児時短就業給付

育児期間中の国民年金保険料免除

出生後休業支援給付

子ども誰でも通園制度



令和8年度の後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療制度の対象者

- ・75歳以上の人(75歳の誕生日から自動的に加入)
- ・65歳以上75歳未満で一定の障がいがある人(市区町村に申請し、広域連合の認定を受けた日から加入)

- ・「一定の障がいがある」とは、身体障害者手帳に記載された障がいの等級が1～3級と、4級の一部、精神障害者手帳に記載された障がいの等級が1～2級、療育手帳に記載された障がいの等級がA判定の人などです。
- ・一定の障がいに該当する人の加入(障がいの認定の申請)は任意です。障がいの認定は、いつでも申請、撤回することができます。ただし、過去にさかのぼってすることはできません。
- ・生活保護受給者と、外国人で在留期間が3カ月未満などの場合は対象になりません。

令和8年度後期高齢者医療保険料の納め方

75歳到達や県外から転入で新たに後期高齢者医療保険へ加入した人は、初めは普通徴収によりお支払いいただきます。一定期間後、該当者は自動的に特別徴収に切り替わります。

特別徴収(年金からの天引き)の人は…

4月以降、年金からの差し引きにより保険料を納めていただきます。対象となる人は自動的に特別徴収になりますので、申請は不要です。

ただし、年度途中で資格を取得した場合や、年金の額によっては、普通徴収(口座振替または納付書での納付)になります。

普通徴収(口座振替、納付書)の人は…

口座振替または納付書により保険料を納めていただきます。

※暫定賦課を行っている市町村は普通徴収の開始時期が異なることがあります。

令和8年度の保険料の決め方

$$\text{年間保険料} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

85万円が上限

均等割額 63,000円 (被保険者1人当たり)

所得割額 (総所得金額等 - 43万円(基礎控除)) × 所得割率 11.06%

- ・後期高齢者医療制度は公費(5割)、現役世代からの支援金(4割)、被保険者からの保険料(1割)で運営しています。
- ・保険料は、被保険者一人一人が納めます。また、保険料率は2年ごとに見直され、熊本県内は均一です。

所得が低い人への均等割額軽減

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等注1の合計額	均等割額の軽減割合
基礎控除額(43万円) + (10万円 × (給与・年金所得者数注2 - 1))を越えない世帯	7.2割軽減
基礎控除額(43万円) + (31万円 × 世帯の被保険者数) + (10万円 × (給与・年金所得者数 - 1))を越えない世帯	5割軽減
基礎控除額(43万円) + (57万円 × 世帯の被保険者数) + (10万円 × (給与・年金所得者数 - 1))を越えない世帯	2割軽減

注1 専従者控除や譲渡所得特別控除前の額です。年金所得については、15万円を控除した額で判定します。

注2 給与収入が55万円を超えるか、年金収入が125万円を超える(65歳以上の場合。65歳未満は年金収入が60万円を超える)人の合計。